

# 大谷田小学校父母と先生の会（PTA）規約

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本会は大谷田小学校父母と先生の会(PTA)と称し、事務所を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は、大谷田小学校に所属する父母と先生及び地域有志とが緊密なる連絡と協力の下に一体となって、民主的教育の推進母体となり、児童教育の充実と福祉を増進し、併せて会員相互の修養親睦を図る事を目的とする。

## 第2章 方 針

- 第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 第 4 条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的である。本会及び本会の役員はその名において本会の本来の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係をも持たない。またいかなる職務（公私を問わず）の候補者も推薦しない。
- 第 5 条 本会は教員及び校長・教育委員会の委員と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提出するが、学校の管理や教員の人事に干渉することはしない。

## 第3章 会員及び役員

- 第 6 条 本会の役員は、大谷田小学校に在籍する児童の父母（またはそれに代わる人）と教員とする。
- 第 7 条 本会の役員は次の通りとする。
- |         |                 |
|---------|-----------------|
| イ. 会 長  | 1名              |
| ロ. 名誉会長 | 1名（学校長）         |
| ハ. 副会長  | 5名以内（副校長を含む）    |
| ニ. 会 計  | 4名以内            |
| ホ. 書 記  | 5名以内（学校より1名を含む） |
| ヘ. 会計監査 | 3名以内（学校より1名を含む） |
- 第 8 条 本会に顧問及び相談役若干名を置く。顧問及び相談役は、委員会で推薦するものとする。相談役の任期は特段の事情がない限り、5年を限度とする。

- 第 9 条 会長・副会長は、候補者指名委員会で候補者を指名し、委員会に諮<sup>はか</sup>り、総会において承認を得て決定する。候補者数名の場合は、無記名投票により多数決で選挙する。その他の役員は委員会で決定する。
- 会長・副会長は会員中より選出する。
- 第 10 条 会長は、本会を代表し、総会及び委員会を招集する。副会長は会長を補佐し事故ある時はその職務を代行する。
- 第 11 条 会計は会計一般、並びに財産の管理を司る他、次年度の予算案及び前年度の決算表を作って委員会及び総会に提出しなければならない。
- 第 12 条 会計監査は会計状況、資産状況、その他を監査し、その結果を委員会及び総会に報告しなければならない。
- 第 13 条 書記は総会並びに委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
- 第 14 条 役員の任期は1ヵ年とし、会計年度に従う。但し再任は妨げない。役員に欠員が生じ、支障がある場合に限り補充するものとし、その任期は前任者の残任期とする。
- 第 15 条 本会は第 2 条の目的達成のため次の実行部を置き、実行部長を 4 名以内（各部長）、同副部長を 15 名以内とする。（各部父母会員より 2 名以内 学校より 1 名）
1. 学 年 学 級 部
  2. 成 人 教 育 部
  3. 広 報 調 査 部
  4. 校 外 生 活 指 導 部
- 第 16 条 実行部長は、その属する実行部を代表し会長の承認を得てその部会を招集する。実行副部長は実行部長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。
- 学年代表は学年会を招集する。
- 第 17 条 本会に下の機関を設ける。
1. 総 会
  2. 委 員 会
  3. 役 員 会
  4. 実 行 部 会
  5. 学 年 会

- 第18条 総会は最高の決議機関であって会員全員をもって構成し、次の機能をもつ。
1. 会長・副会長を任命または解任する事
  2. 本規約を改廃する事
  3. 予算を決定し、決算を承認する事
  4. 緊急事項として、委員会または役員会での処理事項に承認を与える事
  5. 本会の解散を決定する事
  6. その他重要な事項を決定する事
- 第19条 委員会は総会に次ぐ決議機関で、各学級より選出した委員及び役員・学校職員をもって構成する。
- 第20条 委員は各部に所属し、委員会に出席して決議された事項を学級に報告する。
- 第21条 委員会は毎年度4回開く他、役員会で決めた時、委員2分の1以上の要求があった時に開く。但し緊急を要する時はこの限りではない。
- 第22条 委員会は総会から委任された事項の他、次の機能をもつ。
1. 候補者指名委員より指名された会長・副会長を選ぶ事。
  2. 顧問及び相談役を推薦し、役員を決定する事。
  3. 役員会・実行部会・学年会より提出された議案を審議決定する。
  4. 本会の事業細則を決める事。
  5. 規約に明記のない事項及び緊急事項を決める事。但し、この場合は次期の総会に報告し承認を得なければならない。
- 第23条 候補者指名委員会は会長・副会長最適者を選び、委員会に報告する。候補者指名委員会の構成は、各学年代表委員6名、次期退任予定役員4名以内、学校職員2名以内とする。
- 第24条 役員会は会長以下各役員で構成し、次の機能をもつ。
1. 総会及び委員会で決められた事項を処理する方法を決める事
  2. 緊急事項の処理を決める事。但し、この場合事の軽重によって次の委員会または総会に報告承認を求めなければならない。
  3. 各種の原案を作る事。
- 第25条 実行部会は各部に所属する委員で構成し、各部の事業を処理し、または原案を作る。

第26条 学年会は学級選出代表委員が中心となり各学年所属の委員と緊密な連絡を取り、各学年の特殊性を代表委員を通じ委員会に反映させるために随時開くものとする。

第27条 会議は総て出席者の過半数をもって決定する。

#### 第4章 会 計

第28条 本会の経費は会費事業収入及び自発的寄附金をもってあてる。

第29条 会員は会費（月額300円×12ヶ月）を納入する。

第30条 本会の資産は第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第31条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 個 人 情 報

第32条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理および開示については、「個人情報取扱規約」を定め、適正に運用するものとする。

#### 第6章 附 則

第33条 本規約は総会の決議によらなければ改廃することは出来ない。

第34条 本規約は昭和25年6月1日から施行する。

#### 附 記

昭和26. 7. 2	一部改正承認発効
昭和34. 5. 20	一部改正承認発効
昭和40. 5. 20	一部改正承認発効
昭和42. 5. 16	一部改正承認発効
昭和44. 4. 14	一部改正承認発効
昭和50. 5. 31	一部改正承認発効
昭和54. 4. 28	一部改正承認発効
昭和59. 4. 28	一部改正承認発効
昭和62. 5. 2	一部改正承認発効
昭和63. 4. 30	一部改正承認発効

平成18. 5. 13	一部改正承認発効
平成20. 5. 10	一部改正承認発効
平成23. 4. 23	一部改正承認発効
平成24. 4. 21	一部改正承認発効
平成25. 4. 20	一部改正承認発効
平成28. 4. 23	一部改正承認発効
平成30. 4. 21	一部改正承認発効